

残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC19） 結果概要

- 残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討する残留性有機汚染物質検討委員会の第19回会合 (POPRC19)が令和5年10月に開催された。

【開催日、開催地】 2023年10月9日（月）～13日（金）、ローマ・イタリア
【概要】

○リスク管理に関する評価の検討段階

① 中鎖塩素化パラフィン※¹（提案国：英国） [主な用途] 難燃性樹脂原料

（※¹ 炭素数14～17までのものであって、塩素の含有量が全重量の45%以上のものに限る。）

⇒自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のための使用（加工プロセスを含む。）を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。なお、規制の対象となる定義の範囲については議論を継続。

② 長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA）※²、その塩及び関連物質（提案国：カナダ）

[主な用途] フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤（※² 炭素数：9～21）

⇒温度管理用等の不活性フッ素液体、電気電子機器の閉鎖系で用いる熱媒体及び熱媒体を含む修理用部品等のための使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。なお、適用除外の用途の明確化のため、追加の情報収集を実施。

○リスクプロファイルの検討段階

③ クロルピリホス（提案国：欧州連合） [主な用途] 殺虫剤

⇒次回会合（POPRC20、令和6年9月開催予定）でリスク管理に関する評価を検討。